

●香川県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和3年11月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の 種 類
	変 更 前	変 更 後		
令和3年9 月13日	かがやきケアサー ビス さぬき市鴨庄4610 番地37	かがやきケアサー ビス さぬき市志度2120 番地1	一般社団法人かがやき さぬき市志度2120番地1	居宅介護 訪問介護 介護予防訪 問介護